

平成 31 年度猫繁殖制限普及啓発補助事業実施案内

1 趣 旨

望まれずに生まれる不幸な猫の減少のために、繁殖制限の必要性を広く普及し、人と動物が住みやすい環境及び社会をつくることを目的とします。

2 事業内容

- (1) 猫の避妊・去勢手術(以下、不妊手術)費用に係わる金額に対し、1匹につき3,000円を補助します。
- (2) 補助予定数は、概ね480匹とし申込み順です。

3 申込み条件

- ア 対象は、上伊那郡市内で飼養又は管理される猫、または野良猫です。
- イ 上伊那郡市内の動物病院で手術を受ける前に申し込む必要があります。
- ウ 原則として、屋外に出して猫を飼っている方、屋外にいる猫を飼養されている方(いわゆるエサやり)、野良猫に不妊手術を受けさせたい方及び地域猫(飼猫でも野良猫でもない地域で管理された猫)として管理されている方等を対象とします。

4 申込方法

(1) 手続き

- ① 事前に当支部事務局(下記、5 問合せ先)へ直接お越しの上、別紙の申込書により申し込んでください。その際、申込者本人であることの証明できるもの(運転免許証、健康保険証等)をご持参ください。なお、就労のない未成年者は申込ができません。
- ② 申込みの際、事務局で面接審査をします。審査で問題がなければ、「猫不妊去勢手術補助券(以下、「補助券」という。)」を交付します。
- ③ 管内の動物病院で猫に不妊手術を受けさせる際、病院窓口で「補助券」を提出されますと、精算時に手術費用から補助金額分が差し引かれます。(手術後の申請は認められませんので、ご注意ください。)

(2) 申込みの期間

平成31年4月8日から平成31年11月29日まで
(ただし、申込みが予算額に達した時点で終了します。)

(3) 補助券の有効期限 補助券発行日から6ヶ月ないし平成32年2月29日(補助券に有効期限記載)

(4) 注意事項

- ア 「補助券」の交付を受けたまま有効期限内に「補助券」を使用しなかった場合は、速やかに事務局あて返還してください。
- イ やむを得ない理由で有効期限内に「補助券」を使用できなかった場合は、速やかに事務局あてご連絡ください。
- ウ 「補助券」は、申込者本人により申込まれた猫の不妊手術に対してのみ有効となります。申込み内容と異なる猫の場合には無効となりますので、「補助券」を他の方に譲ること、対象となる猫を変更することは認められませんので、ご注意ください。
- エ 手術対象の猫を変更したい場合は、事務局へ「補助券」持参の上、ご相談ください。
- オ 不正に「補助券」を使用した場合は、補助相当額を返還していただきます。

5 問い合わせ先

長野県動物愛護会上伊那支部事務局 電話：0265-76-6840

住所：伊那市荒井3497 伊那合同庁舎1F 伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課内